

税務・労務に役立つ NEWS LETTER

## 事務所通信

2

2021

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-01915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp



いつもお世話になっております。

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。

お風邪など召しませぬようお気を付けてください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 国税庁より

## 今年の確定申告は入場整理券が必須

国税庁は2020年分の確定申告について、入場整理券がなければ会場に入れない仕組みとすることを発表しました。会場内の混雑緩和によって新型コロナの感染リスクを抑止するための措置です。整理券は会場で当日受け取れるほか、無料通信アプリ「LINE」を通じてオンライン発行を受けることも可能となっています。

整理券は並んだ順番に渡され、時間を希望することは認められていません。券には入場可能な時間帯が記載されています。配布状況に応じて後日の来場を促されることもあるため、会場で整理券を受け取る場合は国税庁のホームページで閲覧可能な「配布状況」を確認しておきたいところです。

会場の混雑具合によっては、指定時間に入場できないということもあるそうです。また感染者の来場の発覚などで会場が一時封鎖された場合には、入場整理券は無効となり、再度取得する必要があります。

なお税務署は、整理券の配布以外にも感染拡大防止策として、納税者入場時の検温やこまめな換気・消毒、ソーシャルディスタンスを確保できる会場レイアウトの実施、自宅からのイータックスの利用推進などの措置をとっています。

## 改正情報

## 固定資産税特例 住宅用地にも適用

新型コロナ対策として土地にかかる固定資産税の負担を軽減する特例を巡り、政府・与党は、商業地だけでなく住宅地や農地など全ての土地に適用することとしました。特例の対象をどこまで拡大するかは与党内でも意見が割れていましたが、新型コロナの感染者が再び増えつつある状況を踏まえ、事業者や家計負担を軽減する方向で決着しました。

地方税である固定資産税は3年に1度、課税基準となる評価額が見直され、2021年度はその評価替えの年に当たります。新たに適用される評価額は20年1月1日時点の地価公示に基づき算定されますが、前年1月時点では、それまでの景気回復の影響で地価は全国的に上昇していました。その後、コロナ禍が直撃したことで、「課税負担が重くなり、コロナ禍からの回復に水を差す」として、負担軽減を求める声が上がっていました。

そこで新たな特例では、地価が上昇した土地の税額を現行水準に据え置き、税負担が増えないようにすることが早々に決まりました。

しかし対象を巡っては、国土交通省が商業地だけでなく住宅地も対象とするよう希望する一方、固定資産税は市町村の税収の4割を占める基幹税だけに、総務省は住宅地への対象拡大には消極的でした。また自民党内は商業地に限定する方針に理解を示しましたが、公明党内からは住宅地も対象とするよう求める声が上がっていました。

次期衆院選を意識して負担減を求める経済界などの意向に配慮したい反面、露骨に負担軽減の対象を広げると